会社石橋組の項中「福岡県久留米市安武町住吉五百四十九番地の二」を「福岡県久留米市荒木町荒木千九百六十一番十四」に、有限会社まべち興業の項中「青森県三戸郡南部町大字沖田面字沖中百三十一番地」を「青森県三戸郡南部町大字斗賀字上町焼六十九番地一」に改め、同表株式会社忍建設の項を削り、同表株式会社鈴木ダイカスト製作所の項中「埼玉県羽生市東三丁目二十一番十一号」を「埼玉県羽生市大沼二丁目七十二番」に改め、同表株式会社セイビ堂の項から株式会社ケーアイ精機の項まで、株式会社明翔の項、キタボー興産株式会社の項、有限会社関口鉄筋工業の項、株式会社丸十の項、澁谷食品株式会社の項、株式会社オルタライフの項、有限会社佐藤工務店の項及び富沢建設株式会社の項を削り、同表イーシフト株式会社の項中「茨城県結城市矢畑六百八十二番地」を「茨城県結城市新矢畑二番地八」に改め、同表株式会社金原建設の項を削り、同表有限会社黒須金物の項中「埼玉県白岡市小久喜千六十五番地」を「埼玉県白岡市荒井新田三百七十一―十一」に改め、同表有限会社東新工務店の項、有限会社斎田鉄工所の項、株式会社田中鉄筋工業の項、中嶋産業株式会社の項及び株式会社アルファ・ルファの項を削り、同表平良鉄筋工業の項中「平良鉄筋工業」を「合同会社平良産業」に、仲大鉄筋工業の項中「仲大鉄筋工業」を「株式会社仲大鉄筋工業」に、「沖縄県中頭郡読谷村字座喜味六百五十一番地一」を「沖縄県中頭郡読谷村字座喜味六百五十一番地一エクセレント仲大二百一」に改め、同表三興工業株式会社の項を削り、同表株式会社登建サービスの項中「宮城県仙台市泉区泉中央一丁目十六番地の六泉中央ビル七階」を「宮城県仙台市泉区泉中央一丁目十六番地の六」に、株式会社城南鉄筋工業の項中「栃木県小山市西城南六丁目十九番地五」を「栃木県小山市大字東野田二千百三十九番地十」に、株式会社シルベックの項中「東京都荒川区西尾久七丁目十六番七号」を「埼玉県八潮市浮塚八百七十九番地三」に改め、同表株式会社鈴木水産の項、朝日化工株式会社の項及び株式会社ＴＯＷＡの項を削る。

第三号中「平成二十五年八月二十七日」を「平成二十八年八月三十一日」に改める。

○法務省告示第四百六十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十八年八月三十一日　法務大臣　金田　勝年

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社森の木の子工房	宮城県柴田郡川崎町大字川内字朴木山三番地四	耕種農業
祖峰企画株式会社	東京都北区赤羽西一丁目七番一号パルロード三―八階	工場板金
マルス食品株式会社	静岡県静岡市清水区幸町五番十二号	惣菜製造業

○法務省告示第四百六十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年九月一日法務省告示第四百四十二号の一部を次のように改正する。

平成二十八年八月三十一日　法務大臣　金田　勝年

第二号の表株式会社小島衣料の項、株式会社中部テプロの項、有限会社大友産業の項及び合資会社鳥文白井商店の項を削り、同表山三レンコンの項中「山三レンコン」を「株式会社山三レンコン」に改める。

第三号中「平成二十五年九月二十五日」を「平成二十八年九月二十五日」に改める。

附　則

この告示は、平成二十八年九月二十五日から施行する。

○法務省告示第四百六十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十五号の一部を次のように改正する。

平成二十八年八月三十一日　法務大臣　金田　勝年

第二号イの表株式会社小竹運輸の項、植田建設工業株式会社の項、株式会社奈良コープ産業株式会社の項及びミートフーズサービス株式会社の項を削り、同表に次のように加える。

株式会社伊千呂	岐阜県高山市上岡本町七丁目二百二十三番地	家具製作
ミートフーズサービス株式会社	大阪府摂津市鳥飼西三丁目十一番四号	食肉加工

第三号中「平成二十五年八月九日」を「平成二十八年八月三十一日」に改める。

○財務省告示第二百五十号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第八項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十八年度の初日から平成二十八年七月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（飼料用麦を含む。）にあっては、同年度の初日から同月三十一日までのこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量及び当該輸入数量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）を次のように告示する。

平成二十八年八月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

一　関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品について、平成二十八年度の初日から平成二十八年七月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一	○トン
二	○トン
三	一一トン
四	八、八一九トン
五	三二四トン
六	一七トン
七	四トン
八	二トン
九	一二、五三九トン
一〇	二、二六九トン
一一	六、一九九トン
一二	二一、九四七トン
一三	一、八八〇、二七二トン
一四	四〇九、八三一トン
一四の二	二二九、九六〇トン
一五	二四九トン
一六	一、六一四トン
一七	四三、〇四三トン
一八	五、三一〇トン
一九	四〇一トン
二〇	三一六トン
二一	一〇、五七三トン
二二	一三五トン